

北海道農政事務所 発注者綱紀保持委員会定例会議（第 1 回）議事概要

1 日 時 令和 6 年12月 9 日（月） 13：10 ～ 13：40

2 場 所 北海道農政事務所第 2 ビル 2 階 所長室

3 出席者 所長
次長
総務管理官
総務課長
会計課長
生産経営産業部 生産支援課長
消費・安全部 消費生活課長
統計部 調整課長

4 概 要

（1）令和 5 年度発注者綱紀保持対策の取り組みについて（別紙 1）

各種研修及び発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知対策等の実施状況について報告。

（2）令和 6 年度発注者綱紀保持対策の取り組みについて（別紙 2）

各種研修及び発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知対策等の実施状況について報告。

また、今後に実施を予定している研修などについて提案を行い、承認された。

（3）第三者からの不当な働きかけに関する報告事案（別紙 1・2）

該当が無かった旨を報告。

以 上

令和 5 年度 北海道農政事務所 発注者綱紀保持対策の取り組みについて

1 令和 5 年度の発注者綱紀保持研修の実施状況

【実績】

(1) 発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修

- ① 開催日：令和5年11月13日（月）～12月22日（金）
- ② 内容：発注者綱紀保持対策 理解度テスト
- ③ 受講対象者：全職員（受講率99.4%）

(2) 座学形式の研修

- ① 開催日：令和6年3月12日（火）～ 3月22日（金）
- ② 内容：発注者綱紀保持対策 理解度テスト
- ③ 受講対象者：発注担当職員（28/40名：受講率70.0%）、
その他職員（任意参加：106名）
- ④ 開催方法：より多くの職員へ発注者綱紀保持対策の知識を周知するため、
資料配布及び研修用動画を各自PCで視聴する教材学習

(3) 退職前研修

- ① 開催日：令和5年8月14日（月）～令和6年 3月29日（金）
- ② 内容：独禁法、官製談合防止法、発注者綱紀保持対策
- ③ 受講対象者：退職予定者（18名）
- ④ 年度途中に退職者 1 名がおり、令和5年8月14日に実施済み

2 有資格業者等への周知対策

(1) 入札公告に発注者綱紀保持の取り組みを掲載

(2) 北海道農政事務所ホームページへ以下の資料を掲載

- ① 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ
- ② 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則
- ⑥ 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

(3) 会計課の事務室受付カウンターへ以下の資料を提示

- ・ 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ

3 令和 5 年度における第三者からの不当な働きかけ等の報告事案はなし

令和 6 年度 北海道農政事務所 発注者綱紀保持対策の取り組みについて

1 令和 6 年度の発注者綱紀保持研修計画

【実績・今後の予定】

(1) 発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修

- ① 開催日：令和 6 年11月11日（月）～12月20日（金）
- ② 内 容：発注者綱紀保持対策 理解度テスト
- ③ 受講対象者：北海道農政事務所の全職員

(2) 外部講師を招聘した講義形式の研修

- ① 開催日：令和 7 年 1 月15日 13：30～（予定）
- ② 場 所：北海道農政事務所 大会議室
- ③ 受講対象者：管理監督者・発注担当職員を対象に幅広く受講者を募る
- ④ 開催内容：公正取引委員会に講師を依頼する
「入札談合等関与行為防止法と独占禁止法について」
- ⑤ 開催方法：会議室とWEB形式の両方とし、支局の受講をサポートする
- ⑥ 受講後：参加者にアンケートを募り講義理解について確認する

(3) 退職予定職員に対する退職前研修

- ① 開催日：令和 7 年 3 月中旬～下旬
- ② 内容：独禁法、官製談合防止法、発注者綱紀保持対策
- ③ 受講対象者：退職予定者（15名）
- ④ 年度途中に退職者 1 名がおり、令和6年7月15日までに実施済み

2 有資格業者等への周知対策

(1) 入札公告に発注者綱紀保持の取り組みを掲載

(2) 北海道農政事務所ホームページへ以下の資料を掲載

- ① 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ
- ② 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則
- ⑥ 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

(3) 会計課の事務室受付カウンターへ以下の資料を提示

- ・ 発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ

3 令和 6 年度委員会開催時点における、第三者からの不当な働きかけ等の報告事案はなし